

## 第10章 諸 則

### ◎淀川・大和川右岸水防事務組合連合会規約

制 定 昭44. 4. 1

最近改定 平18. 4. 1

**第1条** 本会は、淀川・大和川右岸水防事務組合連合会と称する。

(平18一部改正)

**第2条** 本会は、淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合並びに大和川右岸水防事務組合（以下「3水防事務組合」という。）相互間の連絡を緊密にし、水防業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

**第3条** 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 水防に関する事務事業の調査研究
- (2) 共同で行うことが望ましい事務事業の処理
- (3) 全国水防管理団体連合会、3水防事務組合並びにその他水防関係団体との連絡調整
- (4) その他水防業務の推進に必要な事務業務

(平4・平18一部改正)

**第4条** 本会は、大阪市長を管理者とする3水防事務組合をもって組織する。

**第5条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 常任幹事 1名
- (3) 幹 事 2名

2 会長は、副管理者をもって充てる。

3 常任幹事は輪番制とし、3水防事務組合事務局長の中から1名がその任に当たる。任期は1年とする。

4 幹事は、前項以外の水防事務組合事務局長をもって充てる。

**第6条** 会長は、本会を代表する。

2 常任幹事は、本会の庶務会計を掌理する。

**第7条** 本会の経費は、3水防事務組合からの分担金その他をもって充てる。

**第8条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

**第9条** 本規約に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この規約は、昭和44年4月1日から実施する。

#### 附 則 (平4. 9. 16 議決)

この規約は、平成4年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。